

伊良湖岬小学校新設に伴う校区コミュニティ協議会統合について

◎田原市の「校区制に関する取扱方針」

- 1 校区・1 校区コミュニティ協議会・1 市民館とし、統合時の変化に対する緩和策を講ずる。

〔伊良湖岬小学校新設に伴う統合緩和措置〕

- ① 平成 27 年に 3 小学校を統合。その 1 年後に新校区コミュニティ協議会を組織する。（〔案〕伊良湖岬校区コミュニティ協議会）
- ② 「（仮）校区コミュニティ協議会統合支援助成金」平成 28 年度から 3 年間交付する。統合支援助成金は、校区コミュニティ協働助成金等相当分と市民館管理費相当分の合算を基準額とする。

〔H27 年度（統合準備期間）〕	現行の助成金・交付金を現 3 校区に交付
〔H28 年度（初年度目）〕	新校区に交付（基準額の 8 割交付）
〔H29 年度（二年度目）〕	新校区に交付（基準額の 5 割交付）
〔H30 年度（三年度目）〕	新校区に交付（基準額の 2 割交付）

〔伊良湖岬小学校新設に伴う市民館の取り扱い〕

- ① 現 3 校区市民館は、学校統合後、新校区コミュニティ協議会が組織されるまで（1 年間）は市が管理する。その後、3 自治会が譲渡を受け管理する。市民館は、必要な修繕工事等を完了した上で引き渡す。
- ② 伊良湖岬小学校の新設に合わせ新市民館を建設する。新市民館完成までは、現 3 校区市民館のいずれかに新校区コミュニティ協議会の事務所を置き、その市民館は市が管理する。事務所が新市民館移転後、自治会に譲渡する。